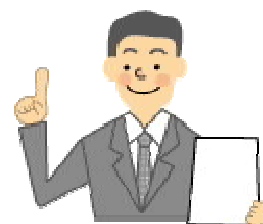


改正案内人がサポートします

制度改革《NAVI》



65歳以上の在職老齢年金の計算方法が少しだけ変わりました

厚生年金保険法

65歳以上の方が若い人と同じように元気に働いている。最近はまだ珍しくありません。定年が70歳になる日も近づいているかもしれません。65歳以上の方が常勤として会社で働きながら年金を貰うケースについて、少しだけ改正がありましたので確認していきましょう。

<ざっくりと、簡単に制度のご確認から>

年金を貰える時期は、今現在(平成23年度)は、60歳からです。

ただし会社に勤められていて社会保険に加入している方は年金額が調整(カット)されます。

65歳になっても厚生年金部分(老齢厚生年金)については調整されます。国民年金(老齢基礎年金)は調整されず満額支給されます。

では、上記を踏まえた上で、65歳からの年金カットの計算方法を確認していきましょう。(簡単です。)

ここが47万円 **46万円**へ変わりました。改正はそれだけです。

<65歳からの在職老齢年金の支給停止額>

{毎月の老齢厚生年金 + 毎月の給与(総報酬月額相当額) - 46万円} × 1/2 × 12(ヶ月)

例

Aさん：給与41万円 年金額250万円の場合(老齢厚生年金=180万円、老齢基礎年金70万円)の場合

上記の式に当てはめると、

$(15 \text{ 万円} + 41 \text{ 万円} - 46 \text{ 万円}) \times 1/2 \times 12 (\text{ヶ月}) = \text{年額} 60 \text{ 万円}$ が支給停止されます。

180 万円/12 ヵ月

例

Bさん：給与 20 万円 年金額 190 万円の場合（老齢厚生年金 = 120 万円、老齢基礎年金 70 万円）
の場合

上記の式に当てはめると、

$(10 \text{ 万円} + 20 \text{ 万円} - 46 \text{ 万円}) \times 1/2 \times 12 (\text{ヶ月}) = 0$ （支給停止はありません。）

120 万円/12 ヶ月

（ポイント）

- (1) 65 歳以上からは、国民年金（老齢基礎年金）が支給されますが、国民年金は調整されず丸々支給されます。
- (2) (1)のとおり、計算にも国民年金部分は含めません。
- (3) 総報酬月額相当額とは？・・・「現時点の標準報酬月額」と「その月以前 1 年間に受けた賞与総額の 12 分の 1」の合計額です。賞与も含まれることに注意が必要です。

改正案内人語録

この 46 万円は「支給停止調整額」と言いますが、H22 年 4 月に 48 万円 47 万円に変更されました。これは名目賃金変動率により変更することになっています。しかし、これが下がるということは多く年金カットされてしまうという事ですよね。



厚生年金は 70 歳まで加入します。（国民年金は 60 歳です。）
在職している 60 歳以上の方は、年金保険料を払いながら、年金を貰う訳です。65 歳になると、国民年金（老齢基礎年金）が支給されこの部分は満額貰えますが、厚生年金部分（老齢厚生年金）は依然として調整されます。この調整の計算式は、上記のとおりで、60 歳～65 歳の場合と違い簡単です。「年金をカットされるなら給与を下げた方が会社の為になる。」という考え方もありなのではないでしょうか？
計算式は簡単なので計算みてください！